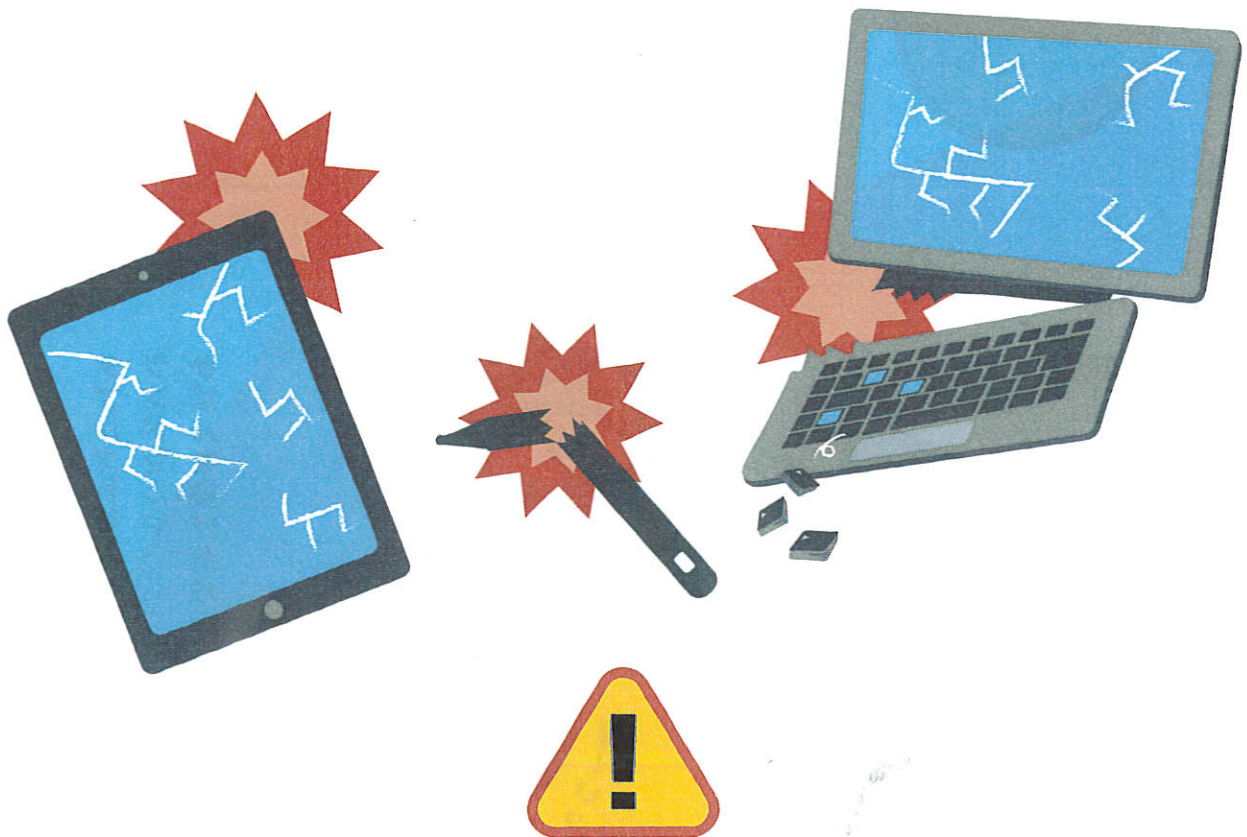


学校貸与の一人一台タブレットの補償について



ご注意ください

故意に壊してしまった場合は

補償対象外 です

タブレットは学校(市町村)から借りているものです。
適切な使用のもとに起きた破損は原則補償されますが、
破損・盗難・紛失等に関しては状況を確認し保護者に負担を求める場合があります。

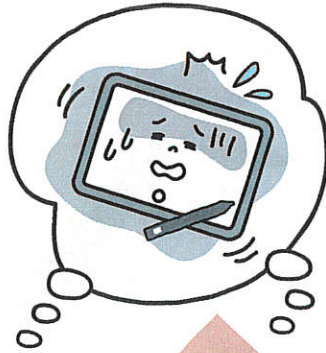
補償対象外
の例

- ・故意または過失による破損
- ・学校以外の場所での盗難、置き忘れや紛失、破損
- ・端末の損害の申告内容の真実性に疑義があった場合 …など

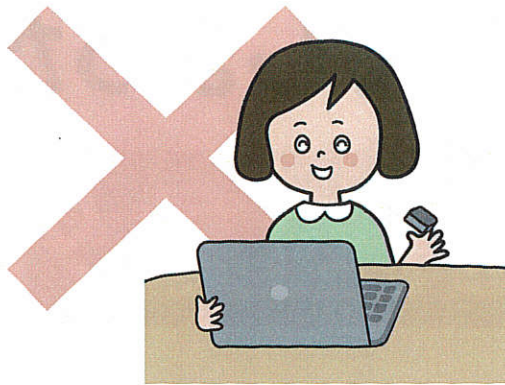
ご注意
ください

こんな場合は、 補償対象外です。

座^{すわ}ったりして
故障^{こしょう}した場合は補償対象外です。



タブレットを入れた
ランドセルや
かばんを投げたり



キーボードのキートップを
取^とったりして
無^なくしたり故障^{こしょう}した場^ば合^{あい}も
補償^{ほしょう}できません。

タブレット等の端末の使い方について、今一度ご指導と周知をお願いいたします。